

今月の税務トピックス

(口座振替・口座振込による 契約書の適格請求書等の対応)

税理士 宮森俊樹

(税理士法人右山事務所 所長)



はじめに

令和5年10月1日から適格請求書発行事業者の登録番号、適用税率、消費税額等の一定の事項が記載された請求書、納品書、領収書及びレシート等（以下「適格請求書等」といいます。）の保存が仕入税額控除の要件とされる適格請求書等保存方式（いわゆる「インボイス制度」）が導入されます。

そこで、事務所家賃の支払い及び専門家への報酬などの契約書は作成していますが、家賃及び顧問料等の支払い記録が銀行の通帳に口座振替・口座振込の記録が残るだけの取引について、仕入税額控除を受けるためには、適格請求書等の保存が必要とされます。

本稿では、口座振替・口座振込による契約書が作成されている場合における適格請求書等の対応について解説します。

I 新規契約における対応

令和5年10月1日以後に仕入税額控除の適用を受けるためには、①発行事業者の氏名又は名称及び登録番号、②取引年月日、③取引の内容、④対価の額、⑤取引の相手方の氏名又は名称、⑥軽減税率対象品目である旨、⑦税率ごとに合計した対価の額、⑧消費税額等が記載された適格請求書等の保存が必要とされます。

この場合、口座振替・口座振込による契約書に基づき代金決済が行われ、取引の都度、請求書や領収書等が交付されない取引について、仕入税額控除を受けるためには、原則として、上記①から⑧に掲げる事項が記載された適格請求書等の保存が必要とされます。

また、適格請求書等は一定期間の取引をまとめて交付することも可能とされていますので、取引の相手方から一定期間の賃借料・報酬料等についての適格請求書等の交付を受け、それを保存することによる対応も可能とされます。

なお、適格請求書等として必要な記載事項は、一の書類だけで上記①から⑧に掲げる事項の全てが記載されている必要はなく、複数の書類で記載事項の要件を満たせば、それらの書類全体で適格請求書等の記載事項を満たすこととされます。例えば、口座振替・口座振込により家賃・顧問料等を支払う場合も、

上記②取引年月日以外の事項が記載された契約書とともに、上記②取引年月日の事実を示す通帳又は銀行が発行した振込金受領書等を併せて保存することにより、適格請求書等の保存があるものとして仕入税額控除の要件を満たすこととされます。

II 既存契約における対応

令和5年9月30日以前より作成されている契約書（以下「既存契約書」といいます。）においては、適格請求書等として必要な上記I①から⑧に掲げる複数項目の記載事項が不足しているケースが想定されます。この場合には、別途、不足している記載事項（例：登録番号、適用税率又は消費税額等）を紙ベース又はメールなど電子的方法で通知する必要が生じます。既存契約書とともにその通知書を保存することによって、適格請求書等の保存があるものとして仕入税額控除の要件を満たすこととされます。

＜通知書の記載例＞

令和5年10月1日以降のご案内

××契約書（締結日：○年○月○日）と併せて本通知書の保管をお願い致します。

登録番号：T123456789…

消費税率：10%

消費税額等：×××円

おわりに

取引の都度、適格請求書等が交付されない取引について、取引の途中で取引の相手方が適格請求書発行事業者でなくなるケースも想定され、その旨の連絡が無い時にはその事実を把握することが困難となります。この場合には、適格請求書発行事業者以外の者（いわゆる免税事業者）に支払う取引対価の額については、原則として、仕入税額控除を行うことはできないこととされます。

そこで、決算時又は年度末など一定の時期に「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」で相手方が適格請求書発行事業者か否かを確認する必要がありますので、実務上留意して下さい（インボイスQ&A問89：筆者一部加筆）。

※「今月の税務トピックス」の無断転載・複製を固く禁じます。